

第108回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

2020年度

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

計 算 書 類

計算書類の個別注記表

計算書類に係る会計監査人
の監査報告書

監査役会の監査報告書

明星電気株式会社

当社は、第108回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、2021年6月1日(火)から当社ホームページ (<https://www.meisei.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	6,521,252	流動負債	2,292,474
現金及び預金	52,154	買掛金	1,148,864
受取手形	67,559	リース債務	45,302
売掛金	2,762,143	未払金	207,685
契約資産	1,689,232	未払費用	98,610
製品	200,798	未払法人税等	9,585
仕掛品	466,708	前受金	414,972
原材料及び貯蔵品	654,408	預り金	13,394
前払費用	44,857	製品保証引当金	128,704
短期貸付金	476,776	受注損失引当金	2,243
その他	112,707	賞与引当金	220,911
貸倒引当金	△6,096	その他	2,200
固定資産	3,877,903	固定負債	2,069,311
有形固定資産	(3,291,952)	リース債務	71,081
建物	302,161	退職給付引当金	1,245,954
構築物	9,416	環境対策引当金	16,089
機械及び装置	202,340	再評価に係る繰延税金負債	729,305
車両運搬具	1,352	その他	6,881
工具、器具及び備品	101,665		
土地	2,537,889	負債合計	4,361,786
リース資産	113,691	(純資産の部)	
建設仮勘定	23,436	株主資本	4,372,368
無形固定資産	(90,478)	資本金	2,996,530
ソフトウェア	89,845	利益剰余金	1,384,022
その他	632	利益準備金	240,372
投資その他の資産	(495,471)	その他利益剰余金	1,143,650
投資有価証券	104,272	繰越利益剰余金	1,143,650
前払年金費用	29,954	自己株式	△8,184
長期前払費用	4,369	評価・換算差額等	1,664,999
繰延税金資産	330,258	土地再評価差額金	1,664,999
その他	45,486		
貸倒引当金	△18,870	純資産合計	6,037,368
資産合計	10,399,155	負債・純資産合計	10,399,155

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月 1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		7,102,462
売 上 原 価		5,608,195
売 上 総 利 益		1,494,266
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,192,865
営 業 利 益		301,401
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,739	
受 取 配 当 金	6	
受 取 賃 貸 料	16,895	
そ の 他	2,354	20,995
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,642	
株 式 管 理 費 用	9,956	
固 定 資 産 除 売 却 損	5,191	
為 替 差 損	4,489	
そ の 他	1,957	28,237
経 常 利 益		294,159
特 別 損 失		
関 係 会 社 清 算 損	2,441	2,441
税 引 前 当 期 純 利 益		291,717
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		71,562
法 人 税 等 調 整 額		△93,674
法 人 税 等 合 計		△22,111
当 期 純 利 益		313,829

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月 1日から
2021年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資本金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,996,530	227,100	976,136	1,203,236	△7,947	4,191,819
会計方針の変更による累積的影響額			△323	△323		△323
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,996,530	227,100	975,812	1,202,912	△7,947	4,191,495
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		13,271	△145,991	△132,719		△132,719
当 期 純 利 益			313,829	313,829		313,829
自 己 株 式 の 取 得					△236	△236
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	13,271	167,837	181,109	△236	180,873
当 期 末 残 高	2,996,530	240,372	1,143,650	1,384,022	△8,184	4,372,368

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,664,999	1,664,999	5,856,818
会計方針の変更による累積的影響額			△323
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,664,999	1,664,999	5,856,495
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△132,719
当 期 純 利 益			313,829
自 己 株 式 の 取 得			△236
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	180,873
当 期 末 残 高	1,664,999	1,664,999	6,037,368

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)

(2) その他有価証券……時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 製品、仕掛品：個別法、移動平均法による原価法

(2) 原材料：移動平均法による原価法

(3) 貯蔵品：最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)：定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～50年

機械及び装置 7年

工具・器具及び備品 3～5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)：定額法によります。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品の無償保証期間中の修理費に充てるため、売上高に対する無償修理発生額の実績割合を基準として計上しているほか、製品に係るクレーム処理費用の支出に備えるため、過去における発生実績に基づき、翌事業年度以降のクレーム費用発生見込額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注プロジェクトの損失に備えるため、進行中のプロジェクトのうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることが可能なプロジェクトについて、翌事業年度以降の損失見積額を引当計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、当事業年度末において、確定給付企業年金制度につきましては、年金資産が退職給付債務を上回っているため、「前払年金費用」として投資その他の資産に計上しております。

(6) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理費用を合理的に見積り、その処理費用見積額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

当社は、明星製品の製造販売を行っております。製品の販売に係る収益は、主として顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引渡時点において履行義務が充足されると判断しており、通常は製品の引渡時点で認識しております。

また、主に長期の工事契約においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II 会計方針の変更に関する注記

1. (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。

この適用により、従来は、工事完成基準を適用していた契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、工事進行基準を適用して収益を認識する方法に変更しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。また、少額または短期の工事については、一時点で収益を認識しています。さらに、従来は、据付等を伴わない物品販売については、工場から出荷した時点で収益を認識していましたが、顧客による検収が完了した時点あるいは物品が顧客の手許に到着した時点で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の売上高が1,281千円、売上原価が816千円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ465千円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は323千円減少しております。

2. (たな卸資産の評価方法の変更)

たな卸資産のうち、製品、原材料及び貯蔵品の評価方法は、従来、主として先入先出法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度の期首より移動平均法による原価法に変更しました。

この評価方法の変更は、近年の仕入価格の変動及び生産管理システムの当事業年度の期首からの稼働を契機として、移動平均法による原価法にてたな卸資産の評価を行う方が、より適切にたな卸資産の評価及び期間損益計算を行うことができると判断したことによります。

なお、過去の事業年度については、生産管理システムが当事業年度の期首から稼働したことにより、過年度に関する必要なデータが蓄積されていないため、移動平均法による原価法にてたな卸資産の評価を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として計算しております。

また、この会計方針の変更による影響額は軽微であります。

Ⅲ 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更及び残存価額の変更)

当社では、従来、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しました。

当社を取り巻く事業環境は、自然災害の増加や激甚化などにより、近年大きく変化しており、それに対応すべく、保有する有形固定資産が製造設備から計量・計測関連機器に変わりつつあります。また、労働基準法に代表される労働関連法規の改正により、従業員の働き方が変わりつつあること、さらに、2019年度を初年度とする中期事業計画では生産作業の平準化と整流化を重要施策と位置付け、2020年度より生産管理システムや固定資産管理システムを更新し、重点施策を実現すべく具体的な取り組みを進めております。このような状況から有形固定資産の使用実態や使用方針の再検討を行ないました。

その結果、汎用的な機械設備の割合が増加していること、生産作業の標準化と整流化により、今後の有形固定資産の安定稼働が見込まれることが判明し、定額法による費用配分が当社の実態を反映する償却方法であると判断しました。

併せて、有形固定資産の使用見込期間及び処分価値の再検討を行った結果、当事業年度より、有形固定資産の残存価額を備忘価額の1円に変更しております。

以上の変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の売上総利益は79,840千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ88,106千円減少しております。

Ⅳ 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、「会計上の見積りに関する注記」を開示しております。

V 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 工事契約における収益認識

長期の工事契約につきましては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいため、専門的な知識と経験を有する現場責任者による一定の仮定と判断に加え、毎月経営者のレビューを受けております。

このような見積りは、現場責任者による最善の見積りにより行っておりますが、顧客からの仕様変更の依頼や予期しえない不具合の発生などにより、工事原価総額の見積りに影響を及ぼし、結果として収益の認識に影響する可能性があります。

当事業年度の売上高7,102,462千円のうち、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識した工事完成高は、2,546,335千円と35.9%を占めております。

契約資産	1,689,232千円
------	-------------

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積もっております。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行なっておりますが、将来の不確実な経済環境の変動等の結果によって実際の結果と異なり、将来の課税所得の見積り、繰延税金資産の回収可能性等の判断に影響する可能性があります。

繰延税金資産	330,258千円
--------	-----------

VI 追加情報

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示)

新型コロナウイルス感染症の収束時期等是不透明であるものの、当事業年度の気象防災分野及び宇宙防衛分野への影響を勘案すると、現時点では、繰延税金資産の回収可能性に関する評価等の会計上の見積りに重要な影響を及ぼすことはないと判断しております。

VII 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,825,127千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| (1) 関係会社に対する金銭債権 | |
| 売掛金 | 593,627千円 |
| 未収入金 | 1,820千円 |
| 短期貸付金 | 476,776千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債務 | |
| 未払金 | 10,104千円 |
| 未払費用 | 28,323千円 |
| 3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。 | |
| 再評価の方法：土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。 | |
| 再評価を行った年月日：2001年3月31日 | |
| 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | |
| ：1,332,684千円 | |
| 4. 受取手形割引高 | |
| 受取手形割引高 | 39,600千円 |

VIII 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高 …………… 725,605千円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

173,095千円

IX 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

普通株式	当事業年度期首	13,279,633株
	増加	一株
	減少	一株
	当事業年度末	13,279,633株

2. 自己株式に関する事項

普通株式	当事業年度期首	7,664株
	増加	353株
	減少	一株
	当事業年度末	8,017株

(注) 増加数は既存株主からの単元未満株式の買い取りによるものです。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通 株式	132,719	10	2020年3月31日	2020年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通 株式	92,901	7	2021年3月31日	2021年6月24日

X 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金、棚卸資産評価損の否認等であります。

XI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等が中心であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用することもあり、資金調達については銀行借入によっております。また、キャッシュ・マネジメント・サービス（CMS）の有効活用により適正な資金管理を図っております。デリバティブは、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、期日管理及び残高管理を行いながらリスク低減を図っております。

短期貸付金は、親会社のキャッシュ・マネジメント・サービス（CMS）を利用した余裕資金の運用によるものであります。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。定期的に時価や発行体の財務状況等を把握して確認しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。借入金については、営業取引に係る資金調達が主であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	52,154	52,154	—
(2) 受取手形	67,559	67,559	
(3) 売掛金	2,762,143	2,762,143	
(4) 契約資産	1,689,232	1,689,232	
貸倒引当金	△6,096		
	4,512,840	4,512,840	—
(5) 短期貸付金	476,776	476,776	—
(6) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	103,572	108,590	5,017
(7) 買掛金	(1,148,864)	(1,148,864)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)契約資産、(5)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(7) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 受取手形、売掛金、契約資産に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注3) 非上場株式(貸借対照表計上額700千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが困難なため上表には記載しておりません。

XII 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、群馬県伊勢崎市において、賃貸用の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額 387,145千円

時価 238,620千円

(注) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価」に基づいて自社で算定した金額であります。

XIII 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。

製品の販売に係る収益については、主として顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引渡時点において履行義務が充足されると判断しております。

気象防災事業及び宇宙防衛事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

XIV 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 I H I	(被所有) 51.19	製品の販売・資金 の貸借	製品の販売	725,605	売掛金	593,627
				資金の貸借	—	短期貸付金	476,776
				受取利息	220	—	—

- (1) 取引金額には消費税などを含まず、期末残高には消費税などが含まれております。
- (2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (3) キャッシュ・マネジメント・サービス(CMS)の契約を締結しており、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、資金の貸付・借入を繰り返し行っておりますので、取引金額の記載を省略しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の 子会社	株式会社 I H I エアロ スペース	—	製品の販売	製品の販売	220,679	売掛金	113,878
				—	—	契約資産	334,084

(1) 取引金額には消費税などを含まず、期末残高には消費税などが含まれております。

(2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

X V 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	454円91銭
2. 1株当たり当期純利益	23円65銭
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純利益	313,829千円
普通株式に係る当期純利益	313,829千円

XVI 重要な後発事象に関する注記

(株式会社 I H I による当社の簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、当社の親会社である株式会社 I H I (以下、「I H I」といいます。)を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結しました。

なお、本株式交換は、I H I においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに、また、当社においては、2021年6月23日開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で、2021年8月1日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換の効力発生日(2021年8月1日予定)に先立ち、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部において2021年7月29日付で上場廃止(最終売買日は2021年7月28日)となる予定です。

1. 本株式交換の目的

両社の技術・製品連携や人材等の経営資源の有効活用、協業の意思決定の迅速化などを通じて、I H I グループとしてより一層のシナジー効果を創出すべく、当社を完全子会社化することとしました。

2. 本株式交換の要旨

ア. 本株式交換の日程

本株式交換契約承認定時株主総会基準日	(当社)	2021年3月31日
本株式交換契約締結の取締役会決議日	(両社)	2021年5月13日
本株式交換契約締結日	(両社)	2021年5月13日
本株式交換契約承認定時株主総会開催日	(当社)	2021年6月23日(予定)
最終売買日	(当社)	2021年7月28日(予定)
上場廃止日	(当社)	2021年7月29日(予定)
本株式交換の効力発生日		2021年8月1日(予定)

(注1) I H I は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(注2) 本株式交換の効力発生日は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社合意の上、変更されることがあります

イ. 本株式交換の方式

本株式交換は、I H I を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、I H I においては、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに、また、当社においては、2021年6月23日開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で、2021年8月1日を効力発生日として行なう予定です。

ウ. 本株式交換に係る割当ての内容

	I H I (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.42
本株式交換により交付する株式数	当社株式：2,729,838 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社 1 株に対して、I H I 株式 0.42 株を割当て交付します。ただし、I H I が保有する当社株式（2021年5月13日現在 6,772,000 株）については、本株式交換による株式の割当ては行ないません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する I H I 株式の数

I H I 株式の数：2,729,838株（予定）

上記株式数は、2021年3月31日時点における当社の発行済株式総数（13,279,633株）および自己株式数（8,017株）ならびに2021年5月13日現在における I H I が保有する当社株式数（6,772,000株）に基づいて算出しております。

I H I は、本株式交換に際して、本株式交換により I H I が当社の発行済株式（ただし、I H I が保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆さま（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、I H I を除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の I H I 株式を割当て交付いたします。I H I は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。なお、当社は、本株式交換

の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（2021年3月31日現在8,017株。本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換比率については、公正性・妥当性を確保するため、I H Iは、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社を、当社は、株式会社プルータス・コンサルティングを、それぞれの第三者算定機関として選定し、また、I H Iは、西村あさひ法律事務所を、当社は、中村・角田・松本法律事務所を、それぞれのリーガル・アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始しました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から得た株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎重に交渉を複数回に亘り重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行なうこととし、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

明星電気株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大屋 浩 孝 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 梨 洋 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星電気株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 注記事項（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更）に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。併せて、有形固定資産の残存価額を備忘価額に変更している。
2. 注記事項（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2021年5月13日開催の取締役会において、株式会社IHIを株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。当該株式交換は、2021年6月23日に開催の定時株主総会の決議による承認を受けた上で、2021年8月1日を効力発生日として行う予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

明星電気株式会社 監査役会

常勤監査役	坂	卷	伸	幸	⑩
監査役	磯	本	聡	一	⑩
社外監査役	入	澤	武	久	⑩
社外監査役	中	村	明	弘	⑩